

議案第 141 号

大崎市議会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり，大崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 9 月 11 日

大崎市議会議長 遠藤 悟 様

提出者	大崎市議会議員	三 神 祐 司
賛成者	〃	青 沼 智 雄
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	関 武 徳
〃	〃	佐 藤 勝
〃	〃	豊 嶋 正 人
〃	〃	高 橋 憲 夫
〃	〃	山 田 和 明

大崎市議会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大崎市議会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年大崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の見出し及び1項を加える。

（期末手当の額の特例）

- 2 平成22年3月31日までの間，期末手当の額の算出における第5条第2項の規定の適用については，同項中「100分の140」とあるのは「100分の126」と，「100分の160」とあるのは「100分の144」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。